

別紙 1

栃木県留置施設視察委員会に関する事務運用要領の制定について

平成19年6月1日  
栃留第2号栃木県警察本部長通達

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が平成19年6月1日に施行されたことから、留置施設視察委員会の委員の任命手続きや効果的運用のために必要な事項を定めたもの。